



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 (経営支援課)	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出 (鳥獣対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (")	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行行程の一部改正	2
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正	2
◎告示 (高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数) の一部改正	2
◎告示 (漁業法において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設) の廃止	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第926号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月1日

高知県知事 濱田 省司

- 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
- 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ赤岡店
香南市赤岡町字川久保1954番地1ほか
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成30年9月30日

高知県告示第927号

平成28年6月高知県告示第350号 (鳥獣捕獲等事業の認定) で告示し、令和元年5月高知県告示第82号 (認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新) で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業 (平成28年7月高知県告示第416号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定)、同年8月高知県告示第435号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定)、平成29年6月高知県告示第468号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出)、同月高知県告示第494号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定)、同年7月高知県告示第528号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定)、平成30年5月高知県告示第452号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定)、平成31年4月高知県告示第271号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定)、同月高知県告示第272号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出) 及び令和元年10月高知県告示第390号 (認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出) で告示した変更事項を含んだものをいう。) について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月1日

高知県知事 濱田 省司

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更であって、捕獲従事者の追加又は捕獲従事者の狩猟免許の種類に係るもの以外
- 変更年月日
令和2年10月31日

高知県告示第928号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市入河内字長山44番1から安芸市入河内字長山44番11まで	前	4.4 }	148
	後	50.1 }	
		6.6 }	148
		73.9 }	

高知県告示第929号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 山北野市
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町兎田字赤坂705番5から香南市野市町兎田字小林谷482番4まで	前	6.9 }	121
	後	11.7 }	
		7.1 }	120
		11.7 }	

高知県告示第930号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年12月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 沖ノ島循環
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市沖の島町母島字蟬ヶ尾山1801番81から 宿毛市沖の島町母島字蟬ヶ尾山1801番147まで	130	令和2年12月1日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第86号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

目次中「第18章 海区漁業調整委員会委員選挙（第77条・第78条）」を「第18章 削除」に改める。

第18章を次のように改める。

第18章 削除**第77条及び第78条 削除****附 則**

（施行期日）

1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。
（経過措置）

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる高知海区漁業調整委員会の委員に係る解職の投票の投票用紙については、この告示による改正前の高知県選挙事務執行規程第77条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令」とあるのは、「漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和2年農林水産省第49号）第1条の規定による廃止前の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令」とする。

高知県選挙管理委員会告示第87号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

「漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条及び」を「漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年政令第217号）第1条の規定に

よる改正前の漁業法施行令（昭和25年政令第30号）」に改める。
高知県選挙管理委員会告示第88号

令和元年12月高知県選挙管理委員会告示第86号（高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

「漁業法」を「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる高知海区漁業調整委員会の委員に係る同法第1条の規定による改正前の漁業法」に改める。

高知県選挙管理委員会告示第89号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第72号（漁業法において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設）は、廃止する。

令和2年12月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第19号**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の表中「第74条」を「第128条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。